

平成 21 年 11 月 18 日

資 料

(暫定税率の廃止)

目 次

- ・揮発油税等の 21 年度税収の内訳 1
- ・自動車関係諸税の概要（平成 21 年度予算・地方財政計画額） 2

○揮発油税等の21年度税収の内訳

(単位：億円)

税 目		21年度	21年度	
			本則税率相当	暫定上乘せ分相当
国	揮発油税	26,280	13,140	13,140
	石油ガス税	130	130	—
	自動車重量税	6,460	2,849	3,611
	計	32,870	16,119	16,751
地方	地方揮発油譲与税	2,812	2,379	433
	石油ガス譲与税	133	133	—
	自動車重量譲与税	3,300	1,455	1,845
	自動車取得税	2,533	1,698	835
	軽油引取税	9,277	4,335	4,942
	計	18,055	10,000	8,055
合 計		50,925	26,119	24,806

(注1) 地方揮発油譲与税には、20年度中に課された地方道路税に対応する地方道路譲与税を含む。

(注2) 計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

自動車関係諸税の概要（平成 21 年度予算・地方財政計画額）

	税 目	課 税 物 件	税 率	21年度 税 収	備 考
国 税	揮 発 油 税	揮 発 油	48,600円/kl ○適用期限：30年3月31日 (本則税率：24,300円/kl)	億円 26,280	・国の一般財源
	地方揮発油税	揮 発 油	5,200円/kl ○適用期限：30年3月31日 (本則税率：4,400円/kl)	2,812 (うち地方譲与分 2,812)	・地方の一般財源として全額譲与
	石油ガス税	自動車用石油ガス	17円50銭/kg	260 (うち地方譲与分 130)	・税収の1/2は地方の一般財源として譲与
	自動車重量税	乗用車、トラック、バス、 軽自動車、バイク等	(例) 乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・自家用 6,300円 ・営業用 2,800円 ○適用期限：30年4月30日 (本則税率：いずれも2,500円)	9,690 (うち地方譲与分 3,230)	・税収の一部を公害健康被害の補償費用の財源として交付 ・税収の1/3は地方の一般財源として譲与
地 方 税	軽油引取税	軽 油	32,100円/kl ○適用期限：30年3月31日 (本則税率：15,000円/kl)	9,277	・地方の一般財源
	自動車取得税	乗用車、トラック、バス、 軽自動車等	・自家用 取得価額の5% ・営業用及び軽自動車 // 3% ○適用期限：30年3月31日 (本則税率：いずれも3%)	2,533	・地方の一般財源
	自動車税	乗用車、トラック、バス 等（軽自動車等を除く）	(例) 乗用車 排気量2,000ccクラス ・自家用 39,500円（年） ・営業用 9,500円（年）	16,470	・地方の一般財源
	軽自動車税	軽自動車、小型二輪車、 原付自転車等	(例) 軽乗用車 ・自家用 7,200円（年） ・営業用 5,500円（年）	1,743	・地方の一般財源

(注) 1. 税収は、国税は当初予算額、地方税は地方財政計画額である。

2. 揮発油税、地方揮発油税及び自動車重量税は租税特別措置法、軽油引取税及び自動車取得税は地方税法附則による特例税率が適用されている。